

重 要 事 項 確 認 書

年 月 日

富士市長宛

住 所

申請者

氏 名

(自署または記名押印してください)

私は、富士市森林墓園の合葬式墓所の使用に係る申請にあたり、被葬者の祭祀承継者であることを宣言します。また、法令、富士市森林墓園条例、富士市森林墓園条例施行規則の規定を確認し、説明を受けた重要事項を承諾したうえで墓所を使用することを確約いたします。

※ 申請にあたっては、富士市森林墓園条例及び富士市森林墓園条例施行規則を必ずお読みのうえ、下記事項にご留意ください。

～富士市森林墓園条例の一部抜粋～

第8条(4) 合葬式墓所の使用者は、第7条の承認を受けた日から、3か月以内に焼骨を埋蔵しなければならない。

第13条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。

第16条 合葬式墓所に埋蔵した焼骨は、いかなる理由があっても返還しない。

～その他重要事項説明～

- ・焼骨は骨つぼから取り出して合葬いたします。骨つぼ等は墓園にて処分いたします。
- ・埋蔵は、焼骨のみとなります。骨つぼ内に遺品等が発見された場合、墓園にて処分いたします。
- ・合葬式墓所は、納骨室が満量となってのち、一定期間(20年～30年)を経過いたしましたら、上部構造物、礼拝施設等を撤去し、土壇形状に最終保存工事をして、管理を終了する予定です。
- ・区画型墓所の返還改葬の場合、返還状況により、区画型墓所の管理料支払いが必要です。